

令和7年度第3回 鈴鹿亀山地区広域連合 介護保険運営委員会 議事概要

日 時 場 所	令和8年3月5日(木) 午後1時30分から午後2時50分まで 鈴鹿市役所 別館第3 2階北会議室
出席委員	運営委員会委員 12名 藤原 芳朗 委員(会長)、藤田 浩弥 委員(副会長)、 金原 耕司 委員、岡田 圭二委員、伊藤 健司委員、山本 裕一 委員、 水野 恵子 委員、小林 智子 委員、伊藤 京子 委員、藤本 高尚 委員、 尾崎 郁子 委員、手平 規矩夫 委員
事務局	事務局 12名 鈴鹿亀山地区広域連合事務局長 福中、介護保険課長 中条、指導GL 澤谷、 認定GL 藤本、給付GL 岡田、管理GL 伊藤、管理G 酒井、 鈴鹿市長寿社会課長 前川、亀山市地域福祉課 村山、 鈴鹿市基幹型地域包括支援センター 野村、 亀山市基幹型地域包括支援センター 駒谷、鈴鹿第8地域包括支援センター 今井
傍聴人	なし

1 委員会成立の確認、会議の公開決定、議事録作成の確認

2 議事

(1) 地域包括支援センター事業について

- ・令和8年度地域包括支援センター運営方針案【資料1-1~3】
- ・令和8年度収支予算案【資料2】
- ・令和8年度事業計画書案【資料3-1~2、資料4-1~10】

以下のとおり事務局より説明。

運営方針は、介護保険事業計画と整合性を取り作成しており、令和7年度地域包括支援センター運営方針案には、国が定める地域包括支援センターの事業に係る評価指標に沿って一部内容を追加した。令和8年度においては、介護保険事業計画第9期の3年目であるため、昨年度の運営方針から大きな変更箇所はない。

令和8年度収支予算案のうち収入は、地域包括支援センター設置運営委託料である地域包括支援センター事業費受託金収入と介護予防普及啓発事業費の受託金収入、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにおける介護予防サービス、介護予防ケアマネジメントの計画作成費等の介護報酬の介護保険収入、運営法人からの繰入金等に伴う雑収入である。

令和8年度圏域の見直しの予定はなく、各圏域の第1号被保険者数も三職種の配置人数を変更するような差がないことから、各包括支援センターの人員配置は、令和7年度と同様となる。

令和8年度事業計画書案は、介護保険法及び第9期介護保険事業計画や運営方針等に沿って、各包括が作成している。令和8年度の重点事項としては、基幹型は、地域包括支援センター業務の平準化や対応困難事例などの後方支援、地域課題の把握、地域ケア会議の開催支援等を挙げて

おり、地域包括には、幅広い年代に向けた総合相談窓口としての包括支援センターの周知、啓発活動の実施、地域の各団体との連携強化や地域住民への介護予防啓発活動などを挙げている。

(伊藤京子委員)

鈴鹿市社会福祉協議会では、自立はしているが身寄りのない高齢者が、介護保険が必要となった場合に、ケアマネジャーが支えていくような場面で、一般的にシャドーワークとされる相談が入ってきているが、広域連合へは、包括支援センターから困りごととして報告が上がってきているか。また件数が分かれば、参考に聞かせてもらいたい。

(事務局)

包括支援センターからは、ケアマネジャーのシャドーワークについて、話題に上がることがあり、ケアマネジャーの負担となっている現状については、耳にしているが、実際の件数については把握していない。

(伊藤健司委員)

包括収入は、包括の配置人数によって決まっており、また介護保険収入は委託金としてほとんどが支出されている。

人件費や物価高騰がある昨今、受託金のほとんどが人件費となっており、多くの包括は、法人からの持ち出しをして、何とか運営をしている状況である。令和8年度決算の時には、予算に対して、それぞれの法人でどれくらい乖離があるのかを把握してもらいたい。社会福祉法人が社会貢献として踏ん張っていく程度の乖離なのか、委託料をそろそろ見直しをしてもらっても良い時期になってきているのではないかと思う。予算と決算の乖離について着目をして、きちんと分析してもらいながら進めていってもらいたい。

(事務局)

来年度の第1回運営委員会では、決算の報告もさせてもらうが、その際には、比較のできる資料を作成させてもらう。来年度は計画の策定もあるため、いただいた意見も踏まえて協議をさせていただきたい。

(藤原会長)

鈴鹿市基幹型の事業計画書の中に、「身寄りがいない方の入院・入所に係るガイドライン」の運用とあるが、これだけでは対応できないと思う。ガイドラインの適応や運用は具体的にどのようにやっているのか事例があれば教えてもらいたい。

(鈴鹿市)

ガイドラインを受けて、鈴鹿市では身寄りのない方への支援について、令和7年度は研究会を立ち上げ、議論している。令和8年度は、身寄りのない方の情報を登録し、もしもの時には、警察や消防、病院からの問い合わせに対して提供するような新規事業を予定している。

(藤原会長)

施設入所や入院の際の身元保証人への対応ではないということか。

(鈴鹿市)

まずは、身寄りのない方の情報を登録するところから始める。今後様々な意見を頂戴して、制度として成り立たせていきたい。

(藤田副会長)

各包括で配置人数が違うため、受託金収入が違うのは分かるが、介護保険収入は同じ配置人数の包括でも差があるのはなぜか。これだけ差があって同じ配置人数でやっていけるのか。

(事務局)

地域包括支援センターの配置人数については、法施行規則等で定めがあるが、予防支援事業所としては、三職種とは別で人員を配置し、介護保険収入を受けている。委託している分については、予防給付の委託料として支出している。

(手平委員)

各包括事業計画書(2) 人員にある職員配置人数と、資料5-2にある三職種必要職員数が一致しない包括があるが、その差は、先ほど説明があった、別で配置している職員の差という理解でよいか。

(事務局)

各包括支援センターで配置している、プランナーや事務員、その他に三職種をプラスアルファで増員して配置していただいている分は、その差になる。必要数は法施行規則等で定められた人数で、計画書に記載してある人数は、実際に配置されている人数である。

(山本委員)

鈴鹿の包括には計画書の中に「身寄りがない方の入院・入所に係るガイドライン」についての記載があるが、亀山市はそのような記載がない。今後亀山市では作成していく予定があるか。

もう1点は、今までは要支援の人は、包括の委託を受けて地域の居宅介護支援事業所のケアマネジャーがプランを作成するのが主流であったが、介護保険法の改正により居宅介護支援事業所が予防給付の人を直接契約することができるようになった。今後、鈴鹿亀山地域ではそのような予防支援事業所は増えていくのか。

(亀山市)

亀山市で身寄りがない方へのガイドラインが作成予定については、把握していないが、市内の社会福祉士のワーキングでは、身寄りのない人への検討は行っていると聞いている。

(事務局)

予防支援事業所の指定については、制度が始まった令和6年に4月に指定を取っている事業所があり、今現在でも指定を取られる事業所が出てきている。しかし、指定を取っても実際のプラン作成まで至っていない事業所もある。今後どれだけ増えるかは予想しにくいですが、令和8年4月にも指定を取りたいと聞いている事業所もあるため、少しずつ増えているところである。

議題について委員に承認を確認、委員承認。

(2) 地域包括支援センター職員の欠員報告について【資料5-1～2】

以下のとおり事務局より説明。

鈴鹿第8包括支援センターふじの保健師が長期休暇のため、令和6年11月18日から欠員となっている。令和6年度の第3回の運営委員会で欠員の報告をしたが、現在も欠員状態が継続している。包括支援センターとしての機能を維持するために、令和7年4月1日から主任ケアマネを1名採用し、保健師ではないものの職員数は3名とした。令和7年10月1日からは非常勤の保

健師を採用し、0.6人分で配置したが、現在も保健師不足の解消に至っていない。

(鈴鹿第8包括)

現在もあらゆる手段で職員の募集をしているが、求人への応募がない。また、長期休暇中の職員が令和8年4月からの復帰を目指しているが、現在も欠員解消の見通しが立っていない。

保健師業務については、非常勤職員が全て担当している。

(藤原会長)

できる限り速やかに採用していただきたい。

議題について委員に承認を確認、委員承認。

(3) 保険者機能強化推進交付金等の自己評価結果について【資料6-1~4】

以下のとおり事務局より説明。

資料6-1について、保険者機能強化推進交付金は、平成30年度に、自立支援、重度化防止の取組を指標で評価してインセンティブとして交付金を交付する仕組みとして始まったもので、令和2年度には、介護予防・健康づくりに資する取組を重点的に評価して交付金を交付する介護保険保険者努力支援交付金も創設された。評価指標について、運営委員会に報告させていただくのは、保険者機能強化推進交付金の評価指標に、「年1回以上、評価結果を庁内のみならず庁外の関係者が参画した場で説明・共有すること」という項目があるためである。

資料6-2について、本交付金は、広域連合で交付を受けるが、評価は、65歳以上の人口区分ごとで算定されることから、構成市である鈴鹿市と亀山市のそれぞれの得点を記載している。

また、「自己評価」分を今回の報告の対象としているのは、各目標の活動指標群と目標IVアウトカム指標群は、国が全国の統計データ等を使って相対的に評価をしているため、国が評価を実施する分は、得点の欄を「国評価」としている。

保険者機能強化推進交付金では、地域包括ケアを進めていく上での基盤について評価しており、鈴鹿市190点、亀山市184点でともに得点率が90%を超えている。

保険者努力支援交付金は、介護予防や健康づくりに資する取組を重点的に評価するもので、保険者機能強化推進交付金に比べて鈴鹿市、亀山市、それぞれの取組内容により得点に差が出やすくなる。努力支援交付金全体としては、鈴鹿市は144点、得点率78.3%、亀山市は151点で82.1%であった。

全体としては、鈴鹿市は334点、得点率87.9%、亀山市は335点88.2%になり、両市ともに、昨年度を下回ったが、全国平均、県平均は上回った。

厚生労働省は高齢者人口の区分ごとに50位までの順位を発表しているが、鈴鹿市は、5万人以上10万人未満の市で44位であった。

資料6-3は交付金の指標の詳細を示している。昨年度から改善した項目は1か所であった。努力支援交付金で両市とも得点率が減少したのは、4ページの6生活支援コーディネーターの活動で「オ」が追加されたことによる配点の変更と、5ページの1認知症サポーターの活動で「カ」が追加されたことによる配点変更の影響によるものである。新たな項目については2025年度実施見込みを含むことから、前向きに取り組むように鈴鹿市と亀山市には要請している。

令和8年度の交付金は、鈴鹿市が3,300万円、亀山市が930万円ほどで、2市ともに令和7年度から交付金額の減少を見込んでいる。減少している要因としては、国の交付金の予算額の減額と、2市ともに得点率が頭打ちしているなかで、全国的に得点率が上昇しているためである。

この交付金は地域支援事業の第1号保険料負担分に充当できるものであることから、得点率が上昇し交付金額が増加すれば、被保険者の保険料負担の軽減につながるため、第10期介護保険事業計画の策定に向けては、この交付金の評価指標を意識して取組を検討するよう、鈴鹿市、亀山市、基幹型地域包括支援センター、介護保険課各グループが参加する計画策定のワーキンググループの場で要請しており、引き続きこのことを共有しながら、取り組んでいく。

(藤原会長)

0点項目が見受けられる。PDCAサイクルが回っていない。事業を実施しても、評価をしたり次につなげられたりできていない所がある。大変だとは思いますが、評価検討して次につなげていく、見直していくことが若干足りていないような感覚がある。改善、見直しの項目が弱いように思うので、しっかり取り組んでいただきたい。

(手平委員)

何が原因でこのような結果になるのか。それ以上点数の上昇は難しいのか。

(事務局)

資料6-3の点数が入っていない所が出来ていないところ。特に努力支援交付金は両市の取組となるため、取組を要請している。

(鈴鹿市)

点数が上昇するよう、引き続き取り組んでいく。

議題について委員に承認を確認、委員承認。

(4) 居宅介護支援事業所及び地域密着型サービス事業所の指定更新等について【資料7】

資料7について、以下のとおり事務局から説明。

令和7年12月から令和8年2月までに受付した、事業所の指定更新が12件、休止・再開・廃止・失効分が2件、新規指定が3件であった。地域密着型通所介護として新規指定した「さくらさくら石薬師」は、「ハッピーベルデイサービスセンター」の利用者、建物を引継ぎ行うものであり、利用者保護の観点から特別な事情に該当するとして、新規指定した。提出書類は事務局で全て確認している。

(藤原会長)

居宅介護支援事業所の休止が6と最も多いが、理由は何か。

(事務局)

法人内で事業所の統廃合や人員確保のため、休止にしているところがある。

(藤原会長)

地域密着型通所介護の休止の理由は何か。

(事務局)

人員不足が主な原因である。また、利用者数が少なく休止としているところもある。

(山本委員)

鈴鹿は通所介護が選べるくらいある、今後新規の届出があったら受けていくのか。地域密着型通所介護が4つ休止になっていて、利用者が少なく、人員不足もあるというのは、すでに飽和状態にあるのではないかと懸念している。

また、介護予防支援の「ことのは」は、所在地も申請者も津市だが、津市の会社から鈴鹿の人の予防支援を行うのか。それとも鈴鹿にも支店があるのか。

(事務局)

通所介護は、現在も空きがある状態。今後の指定に関しては検討課題としている。介護予防支援については、津市の事業所が、鈴鹿亀山管内の利用者の予防支援を実施する場合は、保険者毎に指定が必要となるため、津市の事業所から鈴鹿亀山管内の利用者を支援するために、指定を取っている。

議題について委員に承認を確認、委員承認。

(5) その他

第10期介護保険事業計画策定部会及び介護保険運営委員会の開催日程について【当日資料】

(藤原会長)

令和8年度から第10期介護保険事業計画の策定作業が始まる。これに伴い「介護保険事業計画策定部会」の設置をする。策定部会の委員は、会長が指名する14人以内を以て組織する。また、運営委員会の会長が策定部会の部会長となる。運営委員会の会長として、委員全員を策定部会委員に指名することとしたいので、委員の皆様にはご了知いただきたい。

(事務局)

策定部会は第1回を6月、運営委員会は第1回を7月に予定している。開催については、改めて通知をする。国の基本指針が示されて初めて、計画策定作業ができる。本来は3月頃に説明される予定であったが、まだ示されていない。国の動向によっては、日程を変更する可能性があるが承知いただきたい。

予定していた事項の審議は終了。

閉会